第六十八条第三項を次のように改める。

3　第一項の事業年度において第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載した中間申告書の提出により第七十八条第一項（所得税額等の還付）又は第百三十三条第一項（更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金がある場合の第一項の所得税の額には、当該還付金の額を含まないものとする。

第六十九条第一項中「第十三項」を「第十二項」に改め、「金額をいう」の下に「。第十四項において同じ」を加え、同条第二項中「地方法人税控除限度額として政令で定める金額」を「地方法人税法第十二条第一項（外国税額の控除）に規定する地方法人税控除限度額」に、「第十六項」を「第二十四項」に改め、同条第三項中「第十六項」を「第二十四項」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項第一号中「又は各連結事業年度」、「連結控除限度個別帰属額並びに」及び「及び個別控除対象外国法人税の額」を削り、同項第二号中「第十二項」を「第十一項」に改め、「若しくは各連結事業年度又は適格分割等の日の属する連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度」、「連結控除限度個別帰属額並びに」及び「及び個別控除対象外国法人税の額」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十項又は第八十一条の十五第五項」を「第九項」に、「、第十項」を「、第九項」に、「同条第五項の規定により前三年内連結事業年度（同条第二項に規定する前三年内連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）の連結控除限度個別帰属額とみなされる金額並びに第十項」を「同項」に改め、「及び同条第五項の規定により当該前三年内連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額とみなされる金額」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第八十一条の十五第一項から第三項まで」を「第十七項（第二十二項において準用する場合を含む。）」に改め、「又は連結事業年度」及び「（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第二十項中「第十三項」を「第十二項、第十三項及び第二十三項」に、「第十二項」を「第十一項まで及び第十四項から第二十二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十九項中「まで」の下に「又は第十七項」を加え、同項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29　第十八項（第二十一項及び第二十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。）は、申告書等に第十八項の規定により法人税の額に加算されるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類を添付しなければならない。

第六十九条第十八項中「まで」の下に「又は第十七項」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第十七項中「まで」の下に「又は第十七項」を加え、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十六項中「又は連結事業年度」、「又は各連結事業年度」、「確定申告書、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書（以下この項において「」及び「」という。）」を削り、「又は当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額を記載した」を「を記載した」に、「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」を「申告書等に」に改め、「又は当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額」を削り、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25　第十七項（第二十一項及び第二十二項において準用する場合を含む。以下第二十八項までにおいて同じ。）の規定は、申告書等に第十七項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この項において「明細書」という。）の添付があり、かつ、第十七項の規定による控除を受けるべき金額に係る控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該明細書に当該金額として記載された金額を限度とする。

第六十九条第十五項中「に同項」を「（次項、第二十五項及び第二十九項において「申告書等」という。）に第一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の前に次の九項を加える。

14　通算法人の第一項の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「通算事業年度」という。）の第一項の控除限度額は、当該通算法人の当該通算事業年度の所得の金額につき第六十六条第一項、第三項及び第六項の規定を適用して計算した金額並びに当該通算事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の当該終了の日に終了する各事業年度の所得の金額につき同条第一項、第三項及び第六項の規定を適用して計算した金額の合計額のうち、当該通算法人の当該通算事業年度の国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額とする。

15　第一項から第三項までの規定を適用する場合において、通算法人の第一項から第三項までの各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度及び公益法人等に該当することとなつた日の前日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用事業年度」という。）の税額控除額（当該適用事業年度における第一項から第三項までの規定による控除をされるべき金額をいう。以下この条において同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用事業年度の第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

16　前項の通算法人の適用事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該適用事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一　通算法人又は当該通算法人の適用事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が、適用事業年度における税額控除額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して税額控除額を増加させることによりその法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

二　第六十四条の五第八項（損益通算）の規定の適用がある場合

三　地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

17　通算法人（通算法人であつた内国法人（公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。）を含む。以下第二十項までにおいて同じ。）の各事業年度（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度で第十五項の規定の適用を受けた事業年度をいう。以下この項及び第二十項において同じ。）における税額控除額（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度（以下この項において「対象前各事業年度」という。）において当該過去適用事業年度（前項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各事業年度の法人税の額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各事業年度の法人税の額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。）が過去当初申告税額控除額（当該過去適用事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該過去適用事業年度の第一項から第三項までの規定による控除をされるべき金額として記載された金額（当該過去適用事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る修正申告書又は更正に係る国税通則法第二十八条第二項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書に添付された書類に当該過去適用事業年度の第一項から第三項までの規定による控除をされるべき金額として記載された金額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第十九項及び第二十項において同じ。）を当該対象事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。